

# 第59回人権教育・啓発施策推進懇話会における 「京都府人権尊重の共生社会づくり条例（仮称）」の 概要案についての主な御意見等

## 【主な意見・質疑・応答】 （○：委員、●：事務局等）

○「府民一人一人の尊厳と人権が尊重され、すべての人が地域で守られている、包み込まれている」という表現だが、例えば「地域社会の構成員として、地域社会の発展に参画していると感じる。」等、自立した府民のイメージで、府民が地域社会に貢献しているような、それによって地域が支えられているような表現がいいかと思う。

また、「日本国憲法の下で進められてきた人権に関する諸制度」に加え、世界人権宣言や国際人権規約など国際的な人権基準への言及があったほうがいいのではないか。

●昨年改定した京都府総合計画の目指す将来像において「一人一人の尊厳と人権が尊重され、男性も女性も、子どもも障害者も高齢者も外国人も、すべての人が地域で守られている、包み込まれていると感じ、誰もが持つ能力を発揮して生涯現役で活躍することのできる共生の社会づくりを目指します。」という目標をあるべき姿として掲げている。これを具体的に進めていくため、府民の皆様  
の旗印として掲げていくということが制定の動機としてあるため、ご指摘いただいたフレーズを用いている。

○「生涯現役で活躍する」という、定年を超えても働けるという意味で使われる言葉が人権の規定に入っていることに少し違和感を覚えた。

日本国憲法で定められている諸制度をさらに進めていくということは非常に良いことだと思うが、将来的には裁判規範のようなより具体的な規範を盛り込むことまで想定しているのか。

●生涯現役で活躍するというのは、どのような状態になったとしても社会・地域・家庭で一定の役割を持ちながら参画するという意味合いで用いており、労働に関する範囲だけの内容ではなく、社会の中で一定の役割を地域でも家庭でも持ちながら、しっかり社会参画をしていくという趣旨で記載している。

また、前文は、人権尊重をめぐるこの間の取組と現状の課題、今後の目指すべき方向性等について書いていく構成としたいと考えている。

○共生社会というワードは京都府の計画から引用していると思うが、この言葉と人権尊重はつながりにくいところがあり、前文や他の規定で共生社会という言葉がどういう意味を持っているのか丁寧に説明をしないと誤解が生まれる可能性があると思う。基本方針の策定のところで、教育・啓発や相談体制の整備については計画で具体的に定めていくのであれば、これらについても一般的な責務の規定を置いてもいいのではないか。審議会の役割は方針あるいは計画の策定・検討ということで

よいか。

- 審議会の役割は、計画策定において意見聴取をさせていただくことに加えて、施策の方向性や実施計画・実施状況等についてフォローアップをしていただくというようなところ。

御指摘を踏まえて十分誤解のないように整理をしてみたい。

- 憲法では基本的人権について規定があるが、憲法はあくまでも国や地方公共団体の公権力を縛るものであり、基本的人権について府の責務、事業者や府民の責務を挙げ、人権が尊重された社会をつくっていくため皆が努力していこうということを掲げるという意味において、今回のように基本的人権の尊重に関わる条例を自治体が制定するということは、実際の条例としてありうるものと思われる。